

6松(農振)第 1244 号
令和 7 年 1 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松山市長 野志 克仁

市町村名 (市町村コード)	松山市 (382019)
地域名 (地域内農業集落名)	和気地区 (勝岡、和気2丁目、和気1丁目、太山寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 16 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進んでおり、後継者がいない農地は今後遊休農地になることが見込まれ、10年後の地域農業が減退してしまうことが推察される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、リタイヤする農家の農地については、認定農業者等が、優良な農地を中心に農業委員会や地元農業関係者の斡旋を受けながら、担っていく。

基幹品目の伊予柑を基軸として、中晩柑の「紅まどんな」、「せとか」、「甘平」、「紅プリンセス」の導入など、高単価が見込まれる有望品種の栽培に取り組み、安定した収入を確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	214.36 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	213.58 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。

また、新規就農者育成総合対策を活用し、新規就農者の確保に積極的に取り組むとともに、担い手に位置付け、農地の受け手を増やす。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の集約化を目指し、農地所有者は、リタイヤ前に地元農業委員、農地利用最適化推進委員、土地改良区と相談しながら農地を機構に貸し付けていく。

担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地元農業委員、農地利用最適化推進委員、土地改良区に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者等と行い、機構を通じた担い手への貸付けに取り組む。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産性の向上や農地集積・集約化を図るため、水田地域では、畦畔除去による区画拡大等生産基盤の整備に取り組み、果樹地域では、国の果樹経営支援対策事業により、園内道等の整備に積極的に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市やJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

効率化が見込める作業は委託の可否を検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害が出ている区域については、重点的に電気柵やワイヤーメッシュの計画的な共同設置や、防鳥ネット等の設置に取り組む。

⑨豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺を流れる水路の点検・清掃やハウス等の施設の点検・補修など日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。